

維持管理基本水準書

〈菅田町赤坂公園〉

令和3年4月

横浜市環境創造局

菅田町赤坂公園

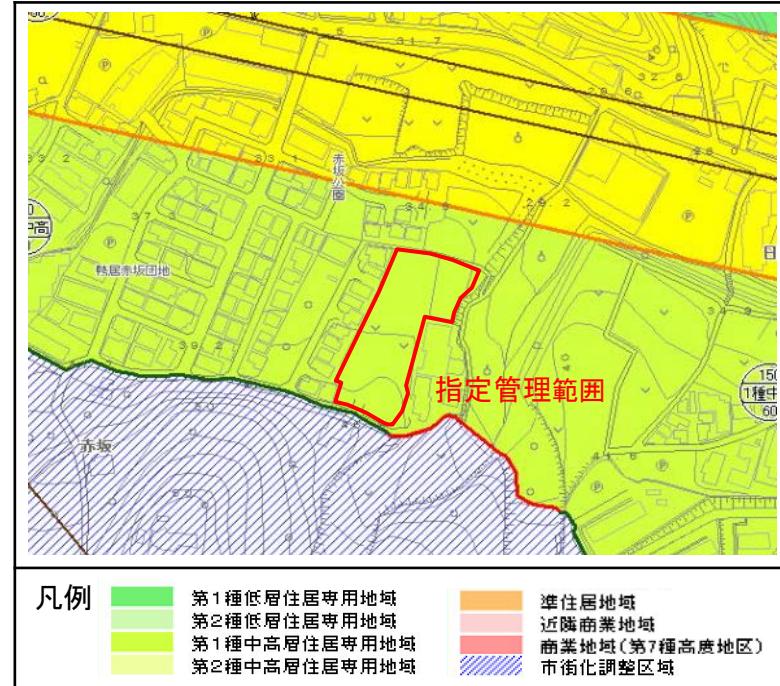
維持管理対象公園の現況把握

■周辺の状況



■公園公開範囲
横浜市環境創造局第11次緑地環境診断調査(令和元年度)
航空写真データ

■都市計画図



■現況写真



全景



分区園



倉庫棟



分区園

■基礎データ

規 模	3,479m ²
種 別	街区公園
公開年月日	2017(平成29)年4月1日
住 所	横浜市神奈川区菅田町222番1
連 絡 先	横浜市環境創造局北部公園緑地事務所 TEL:045-353-1166 FAX:045-352-3086
主 要 施 設	分区園、倉庫棟、多目的トイレ、遊具広場、健康遊具広場
そ の 他	分区園 10m ² × 34区画 15m ² × 4区画

■公園の沿革

菅田町赤坂公園は、「横浜みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と市民の農体験の機会を増やすため、農園付公園として整備される。分区園エリアの他に遊具広場を持つ公園として整備される。

■利用者数の動向(季節や平休日の違いによる増減)

平成29年度の分区園の応募状況

個人:1.05倍(36/34) 10m² × 34区画
個人:1.00倍(4/4) 15m² × 4区画

平成31年度の分区園の応募状況

個人:0.88倍(30/34) 10m² × 34区画
個人:1.00倍(4/4) 15m² × 4区

■市民活動の有無とその内容(愛護会等)

- 市民活動なし
- 菅田南町自治会がいっぽき避難場所として指定。

■利用者や地域からの課題等

公園利用にあたって、隣地への騒音や飛球、のぞき見等に配慮する必要あり。
(東西に隣接する民有地からは、4.0mの離隔を取っている)
(北側住宅地との宅盤の高さにも配慮を必要とする)
(ボールが飛ばないよう、看板等による注意喚起が必要)

菅田町赤坂公園

管理の考え方と留意点

■公園・分区園のテーマ

『菅田の農の風景を遊び、育て、楽しむ公園』

- 神奈川区丘陵部の農風景を保全しながら、植木業の庭先が連続する地域らしい景観・風景を再現、継承する農園付公園
- 近隣にある農業専用地区や谷戸畠、残存斜面林、菅田みどりの丘公園などの多様な緑と繋がりを持つ公園
- 隣接する赤坂公園(街区公園)の遊具・遊び機能を補完する公園
- 農体験を通じて、利用者同士のコミュニケーションの場として、また、利用者と地域社会とを結ぶ活動の場としての公園

■公園の特性と管理・運営の基本的な考え方

●公園の特性

- 本園は街区公園としての遊具・遊びの機能と、農体験が出来る場を併設した公園で、主に遊具広場エリアと分区園エリアの2つのエリアを持つ公園である。
- 遊具広場エリアは、幼児・児童向け遊具が配されたエリアと、健康遊具エリアがあり、隣接する赤坂公園(街区公園)の公園機能を保管する役割を持ち、農園利用者ののみでなく、公園として市民が気軽に利用できるオープンスペースである。
- 分区園エリアは、ひな壇状に分かれた分区園で構成されており、多様な形態で市民が農体験や農についての学習を行い、地域コミュニティを形成する場である。
- 公園中央を貫通する主園路は、南西側街区の住民の生活動線となりうる経路である。
- 3本の既存樹(カキノキ)がある。

○管理の基本的な考え方

- 本園の設計意図を踏まえ、農体験やレクリエーション、憩いの場として、適正な維持管理、良好な景観の保全・育成を行う。
- 本園の特徴を活かし、市民活動等の地域のコミュニティに配慮した管理・運営を行う。
- 本園利用者が、分区園、建築施設、休憩施設、園路等の施設を快適に利用できるよう、日常清掃をはじめとした維持管理を確実に行う。

○運営の基本的な考え方

- 分区園利用者や公園利用者が農や自然について関心を高め、学習できるように公園樹木などを利用した運営をおこなうことが望ましい。
- 分区園利用者や公園利用者のコミュニティ形成を促すように運営をおこなうことが望ましい。



■ゾーンの特性、管理の目標

●エリア特性○維持管理の留意点

A 分区園エリア

- 分区園において個人、団体に農体験を提供する場
- 農地として適正な状態に維持するよう、利用者に指導を行う。
- 分区園の区画施設の適切な維持および公平な利用の誘導を行う。
- 一般利用者と分区園利用者が、ともに快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。
- 分区園利用者による土壌管理が快適に行えるよう、ガラ等の除去を行う。

区分	分区園エリア
	分区園
対象	個人や家族単位での利用者
	各区画利用者が耕作
工作	各区画利用者による自己管理

B

- 利用者の農具や荷物を収納する建築施設(倉庫)、管理用駐車スペース、トイレ、管理・サービスエリア
- 屋外の洗い場がある。
- 利用者の快適性や安全性、衛生面に留意しながら、点検、清掃、補修等を行う。

C

- 隣地との緩衝部やひな壇状に分かれた各空間に、花木や果樹、仕切りを目的とした低木、目隠しとなる中木がある。
- 各樹種にあつた、適性な剪定、施肥を行う。

D

- 計画地の北東側、遊具広場周部には草本類によって保護された法面がある。
- 法面部には、花木や果樹が点在する。○景観へ配慮し、点検、清掃を行う。

E

- 遊具やベンチが配置された、市民が気軽に利用できるオープンスペース。
- 点検、清掃等を行い、遊具施設については破損やボルトの緩み等が確認された場合、早急に利用を規制して補修する。

E-1:遊具広場

- 幼児・児童遊具が設置された遊具広場、芝生広場がある。
- E-2:健康遊具広場
- 健康遊具が設置された遊具広場。

F

- 公園を縦断する園路がある。
- 階段、手すり、車止め、ベンチ、案内板、柵などの施設がある。
- 点検、清掃等を行い、ベンチなどの施設については破損やボルトの緩み等が確認された場合、早急に補修する。

(人力草刈)
外周部植栽

(人力草刈)
北側生垣まわり

(人力抜根除草)
分区園外周部・通路等

(機械草刈り)
法面部

(人力草刈)
広場外周部

(機械草刈り)
法面部

(人力草刈)
外周部植栽



基本管理		管理水準			備考
巡視	定期巡視 ←→	対象	規模・単位	年回数	
		園内・園内主要施設点検	1 式	2回/週	52週/年 × 2回=104回/年 建物: 47.3m ²
清掃	臨時巡視 ←→	法面部ほか	1 式	随時	台風災害時等
	日常清掃	清掃	園内全体	3,579m ²	2回/月
		日常清掃に伴うゴミ及び植栽管理に伴う発生材		1 式	随時
草刈	臨時清掃	臨時処置	不法投棄等のゴミの臨時処理	1 式	随時
			落葉期・台風時等のゴミの臨時処理対応※2	1 式	随時
	人力抜根除草	除草フォーク等を用いた除草	270m ²	5回/年	分区園外周部・通路等、低木部、外周部の地被植栽(刈り込み)除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)
草刈	人力草刈	鎌を使用した除草	380m ²	3回/年	外周部植栽等
	機械草刈	肩掛式(通常)	350m ²	3回/年	法面部・草地広場

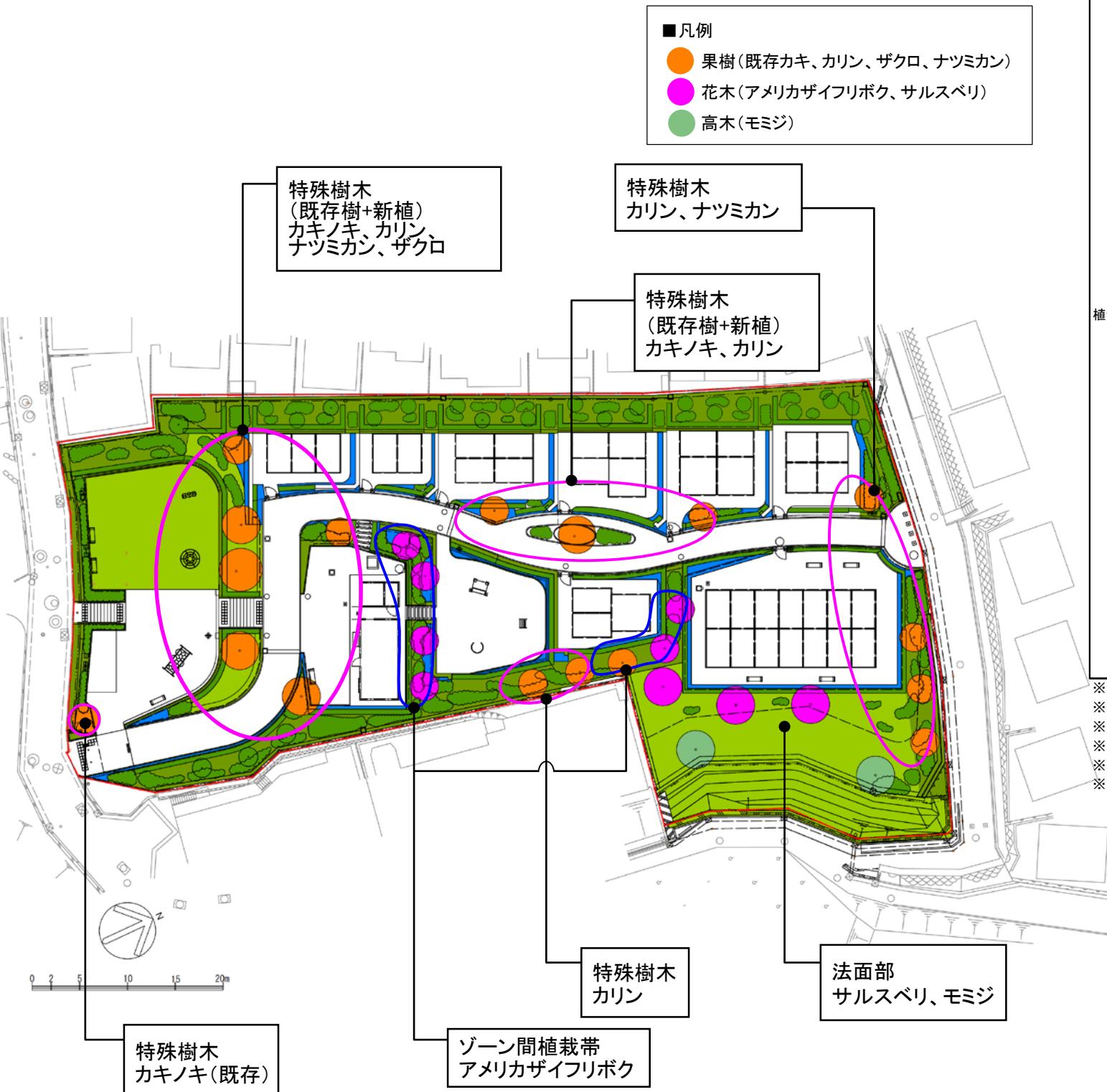
※分区園まわりの草刈りは、機械草刈りによる飛翔物が作物に飛び入る恐れがあるため、人力を基本とする。

※1 道路上に違法駐車を発見した時は、声かけ等を行い、必要に応じて所轄の警察、横浜市へ連絡のこと。

※2 道路沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。

※3 民有地沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。

※4 草刈は、安全のための見通しを確保するよう実施のこと。



植物管理			管理水準			備考
植物管理	管理項目	対象	規模・単位	年回数		
高木管理	整枝剪定	○		7本	1回/2~5年	
	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時	
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
	点検	枯損木・危険木・枯れ枝等	敷地境界部、園路際、広場の中などを重点的に実施する。	1式	随時	
	臨時措置	支柱交換		1式	随時	
		枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝等	1式	随時	
		緊急対応	台風災害時の利用上支障となる樹木の処理	1式	随時	
中低木管理	刈り込み		分区園まわりの低木、生垣等	530m2	1回/年	
	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時	530m2 約3,200本
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
	施肥			1式	随時	
	臨時措置	枯損木等の処理		1式	随時	
		緊急対応		1式	随時	
特殊樹木 カリン等・果樹 管理	整枝剪定			16本	随時	品種により適期に実施
	夏季剪定					
	冬季剪定					
	施肥					
	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時	
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
	宿根草・地被類	枯損・成育不良等	園路際、広場の中などを健全育成の点検実施	1式	随時	
		臨時処置	枯損・病害虫の発見による措置	1式	随時	

※ 剪定、刈り込み、間伐等の樹木管理については、必要に応じ、横浜市と協議の上行うこと。

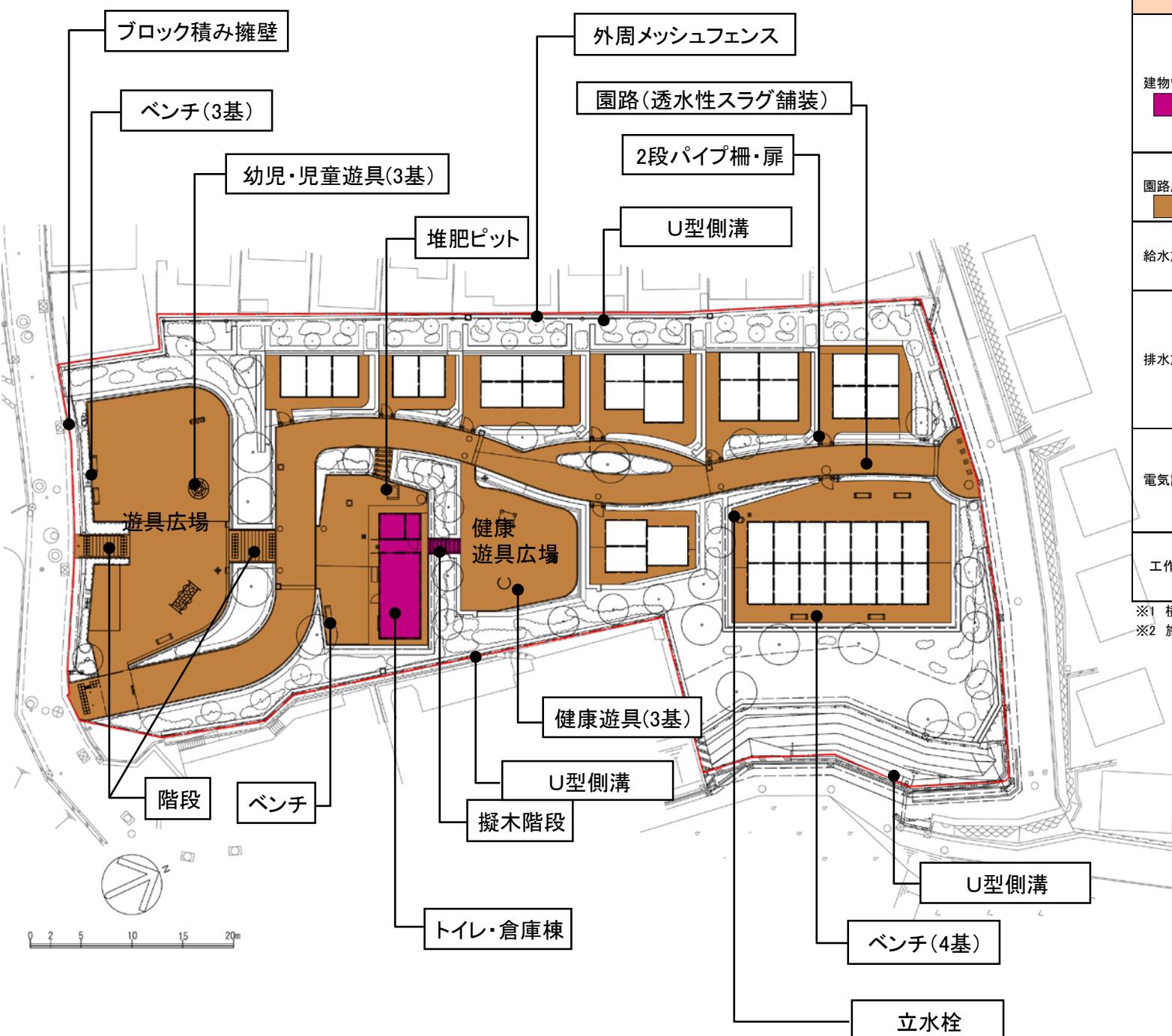
※ 刈り込みは、見通しを確保するよう実施すること。

※ 枯木、倒木、枯枝等については、立入禁止等の応急措置を指定管理者が行い、横浜市に連絡する。

※ スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡する。

※ 初期管理は苗木の健全な育成を主とする。臨時処置(台風等による倒木など)が必要な時は対処する。

※ 渴水時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。



施設管理			管理水準		
管理項目			対象	規模・単位	年回数
建物管理	建物	点検、清掃、補修	倉庫、トイレ	47.3m ²	260回/年
	備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障 点検 整理整頓	倉庫、トイレ	1式	随時
	電気設備	点検、ランプ交換	倉庫、トイレ	1式	随時
園路広場	点検	園路、広場	1式	4回/年	※1
	補修	園路部不陸(巡回時点検による)、ブロック積み擁壁、階段等	1式	随時	
給水施設	点検	水のみ、手足洗い場、散水栓 (建築物付帯)、立水栓	1式	4回/年	※1
	樹清掃	水のみ、手足洗い場	1式	1~4回/年	※1
排水施設	点検	側溝・樹類	1式	1~3回/年	
	菅・樹清掃	U型側溝	1式	1~3回/年	梅雨、台風時期※1
		樹類	1式	1回/年	梅雨、台風時期※1
電気設備	点検	菅渠	1式	随時	
		園内灯施設 (セラミックメタルハライドランプ)	3基	随時	近隣住戸への光害対策 について適宜対応する
	ランプ交換				
工作物	時計	園内灯共架	1基	随時	H31設置
	点検	ベンチ、各遊具、案内板、柵、車止め、 堆肥ピットほか※2	1式	4回/年	
	臨時措置、応急対応	柵等の破損時ほか	1式	随時	

※1 横浜市公園施設点検マニュアル(案)に従って点検すること。

※2 施設の修復が必要な場合は横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

菅田町赤坂公園

年間維持管理計画表

分類	管理項目		頻度	予想数量	作業時期												備考
	作業対象	作業内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本管理	巡視	定期巡視	104回/年	1式													52週/年×2回=104回/年
		臨時巡視	随時	1式													台風災害時等
	清掃	日常清掃	清掃	24回/年	3,579m ²												巡回時に実施
			処分	随時	1式												
		臨時処置	随時	1式													
	臨時清掃		随時	1式													
	草刈	人力拔根除草	5回/年	270m ²													分区園外周、園路外周等の地被植栽部(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)
		人力草刈	3回/年	380m ²													外周部植栽、エリア間部等
		機械草刈	3回/年	350m ²													法面部
植物管理	高木管理	整枝剪定	1回/2~5年	7本													
		病虫害防除	剪定除去・焼却	随時	1式												
			臨時措置	随時	1式												
		点検	枯損木・危険木・枯枝等	随時	1式												
		臨時措置	支柱交換	随時	1式												
			枯損木等の処理	随時	1式												巡視による発見・苦情により行う剪除
			緊急対応	随時	1式												
	中低木管理	刈り込み	1回/年	530m ²													生垣を含む
		病虫害防除	剪定除去・焼却	随時	1式												
			臨時措置	随時	1式												
		施肥	随時	1式													
		臨時措置	枯損木等の処理	随時	1式												巡視による発見・苦情により行う剪除
			緊急対応	随時	1式												
	特殊樹木 カリン等・果樹管理	整枝剪定	1回/年	16本													
		施肥	随時	1式													
		病虫害防除	病虫害防除	随時	1式												
		臨時措置	臨時措置	随時	1式												巡視による発見・苦情により行う剪除
宿根草・地被類	枯損・生育不良等		随時	1式													健全育成の点検実施
	臨時処置		随時	1式													枯損・病害虫の発見による措置
施設管理	建物管理	建物	点検、清掃、補修	260回/年	47.3m ²												巡回点検
		備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障点検 整理整頓	随時	1式												
		電気設備	点検、ランプ交換	随時	1式												
	園路広場	点検	4回/年	1式													
		補修	随時	1式													
	給水施設	点検	4回/年	1式													
		樹清掃	1~4回/年	1式													
	排水施設	点検	1~3回/年	1式													
		菅・樹清掃	U型側溝	1~3回/年	1式												梅雨、台風時期
			樹類	1回/年	1式												梅雨、台風時期
			菅渠	随時	1式												U型側溝も含む
	電気設備	点検	園内灯施設	随時	3基												近隣住戸への光害対策について適宜対応する
			ランプ交換	随時	3基												
			時計	随時	1基												H31設置
	工作物	点検	4回/年	1式													
		臨時措置、応急対応	随時	1式													巡視による発見・苦情により行う措置